

3 - 3 色彩基準

色彩の基準は、景観法第 17 条第 1 項に規定する景観計画に定められた建築物または工作物の形態意匠の制限とし、JIS 規格に採用されている「マンセル表色系」を用い定めます。

特定区域のうち【1 - 1 . 隅田川・荒川軸】、【6 . 歴史・文化景観拠点】については独自の基準を設定し、その他の特定区域および【7 . 一般区域】については、一律の基準を設けます。ただし、大規模建築物等（建築物の高さ 60m 以上または延べ面積 30,000 m²以上）および東京都による事前協議対象については別途基準を設定します（次頁下表参照）。

なお、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

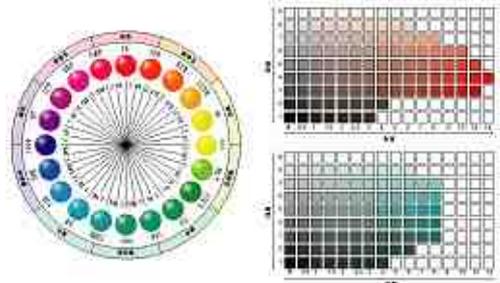
マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という 3 つの尺度の組み合わせによって表現します。

色相（いろあい）

10 種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」などのように表記します。また、「10RP」は「0R」、「10R」は「0YR」と同意です。



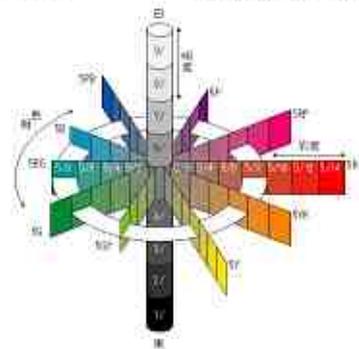
色相（いろあい）と明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）

明度（明るさ）

0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。10 に近くなります。実際には、最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

彩度（鮮やかさ）

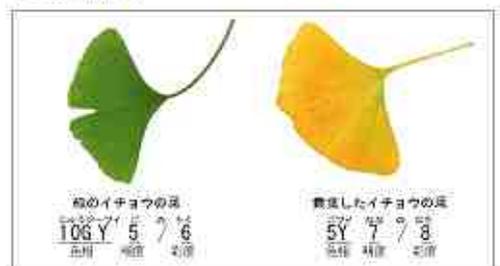
0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 14 程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度です。



マンセル表色系のしくみ

マンセル値

色相、明度、彩度の 3 つの属性を組み合わせる記号です（右図下参照）。



（図版提供：株式会社カラープランニングセンター）

色彩基準における面積比の考え方

本計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ることとしています。

基本色

外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。

強調色

外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

アクセント色

強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5以内とします。

屋根色

勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください（陸屋根の屋根面には適用されません）。



(図版提供：株式会社カラープランニングセンター)

各区域における色彩基準一覧

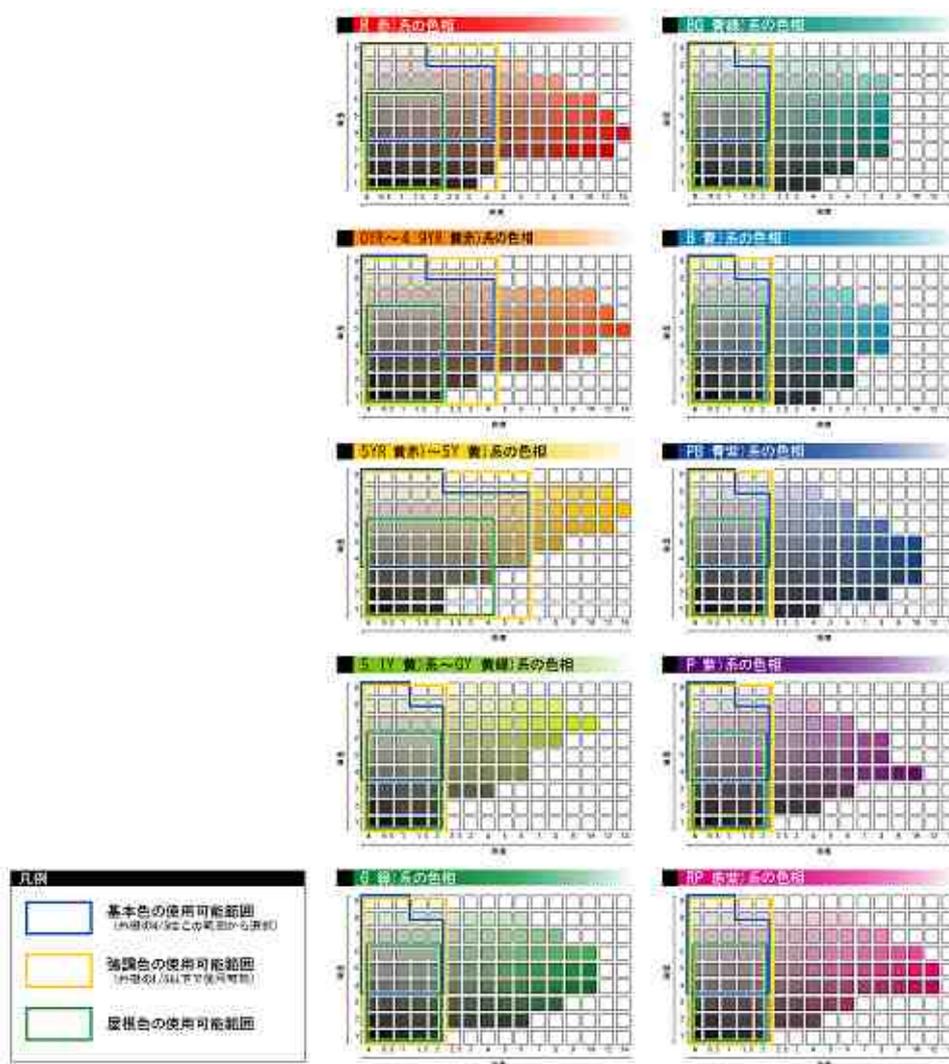
	右記2つの項目以外の建築物の建築等	大規模建築物の建築等（建築物の高さ60m以上または延べ面積30,000㎡以上）	東京都による事前協議対象（p90参照）
【1-1. 隅田川・荒川軸】	(p74)		
【1-2. 旧中川軸】 ～【5-4. 曳舟駅周辺】	(p76)	(p77)	(p79)
【6. 歴史・文化景観拠点】	(p75)		(p78)
【7. 一般区域】	(p76)	(p77)	(p79)

色彩チャート ~ 図版提供：株式会社カラープランニングセンター

図版等については、できるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

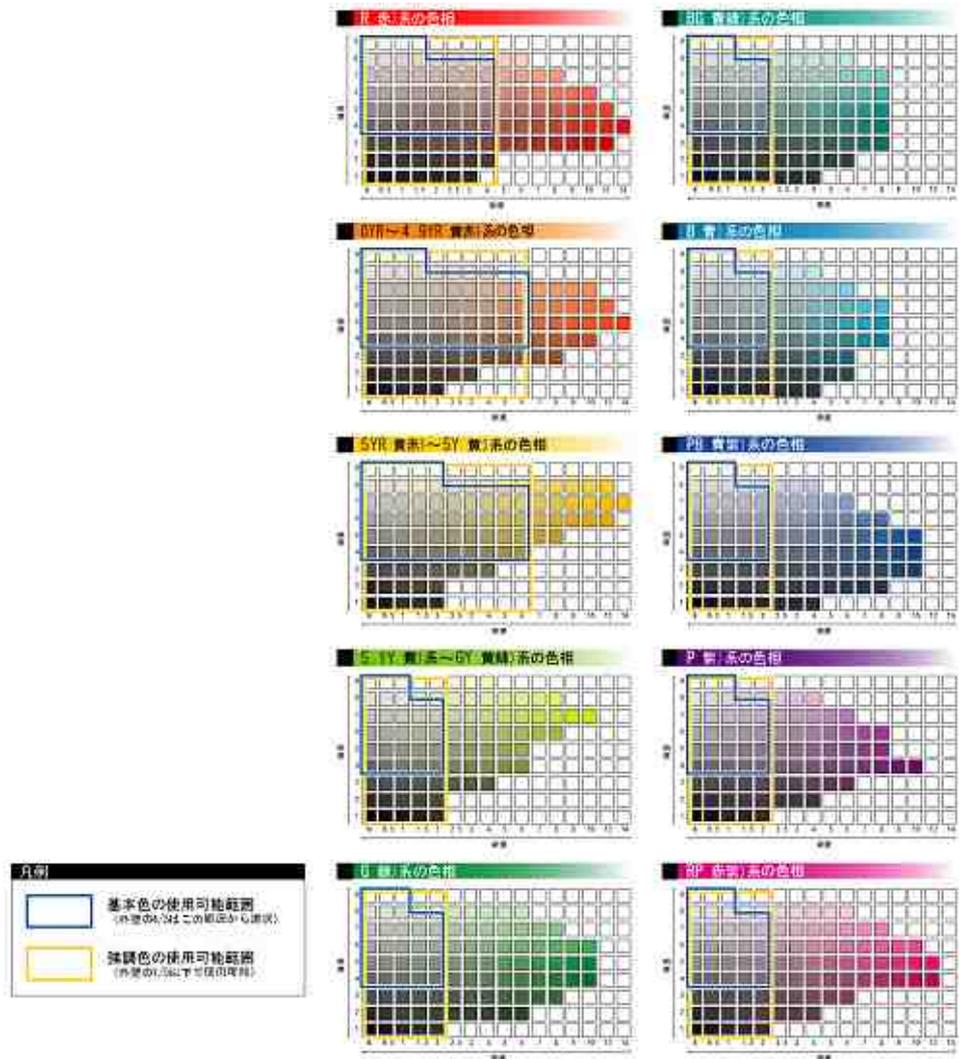
【6．歴史・文化景観拠点】の色彩基準（東京都による事前協議対象を除く）

色彩景観形成の考え方		色相	明度	彩度
<p>・外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度程度を上限とします。（夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度です。）</p> <p>・勾配屋根を設ける場合は、庭園の緑から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。</p>	基本色	0 R ~ 4.9 Y R	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
			8.5 以上の場合	1 以下
	強調色	0 R ~ 4.9 Y R		4 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y		6 以下
		その他		2 以下
	アクセント色			
屋根色	5.0 Y R ~ 5.0 Y	6 以下	4 以下	
	その他		2 以下	



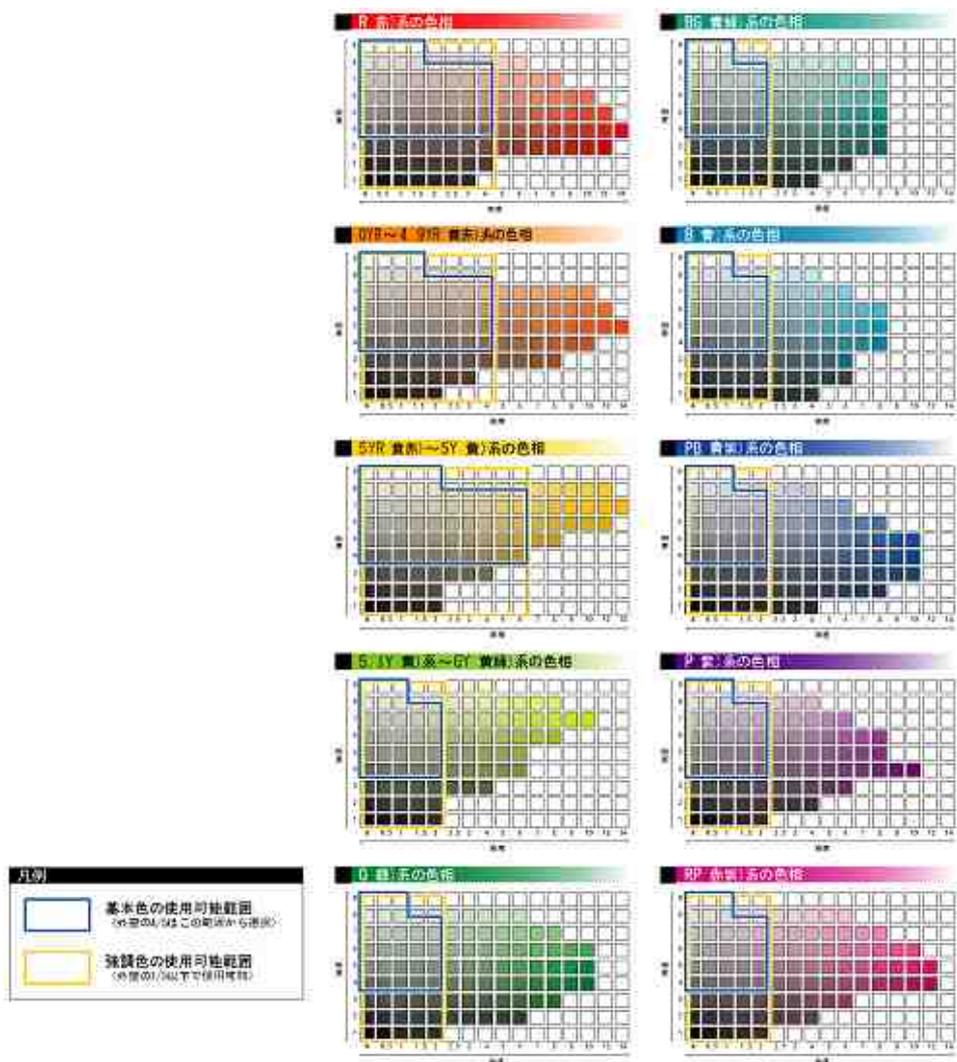
【1 - 2 . 旧中川軸】～【5 - 4 . 曳舟駅周辺】および【7 . 一般区域】における色彩基準
 (大規模建築物の建築等および東京都による事前協議対象を除く)

色彩景観形成の考え方		色相	明度	彩度
・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。 ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。 ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにします。	基本色	0 R ~ 9.9 R	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		0 Y R ~ 4.9 Y R	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
	強調色	0 R ~ 9.9 R		4 以下
		0 Y R ~ 4.9 Y R		6 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y		6 以下
		その他		2 以下
アクセント色				
屋根色				



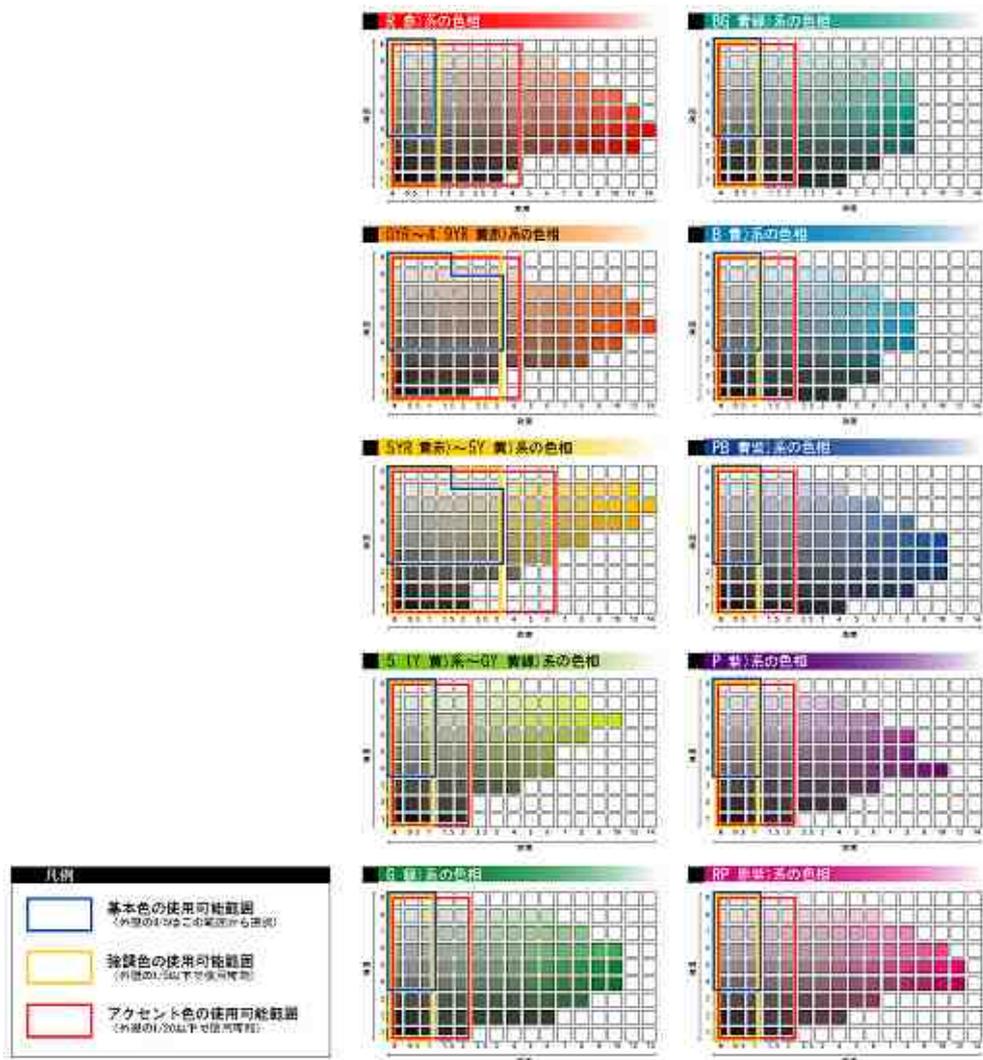
【1 - 2 . 旧中川軸】～【5 - 4 . 曳舟駅周辺】および【7 . 一般区域】における色彩基準
 (東京都による事前協議対象を除く、大規模建築物の建築等)

色彩景観形成の考え方		色相	明度	彩度
・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。 ・外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。 ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにします。	基本色	0 R ~ 4.9 Y R	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
		その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
			8.5 以上の場合	1 以下
	強調色	0 R ~ 4.9 Y R		4 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y		6 以下
		その他		2 以下
	アクセント色			
屋根色				



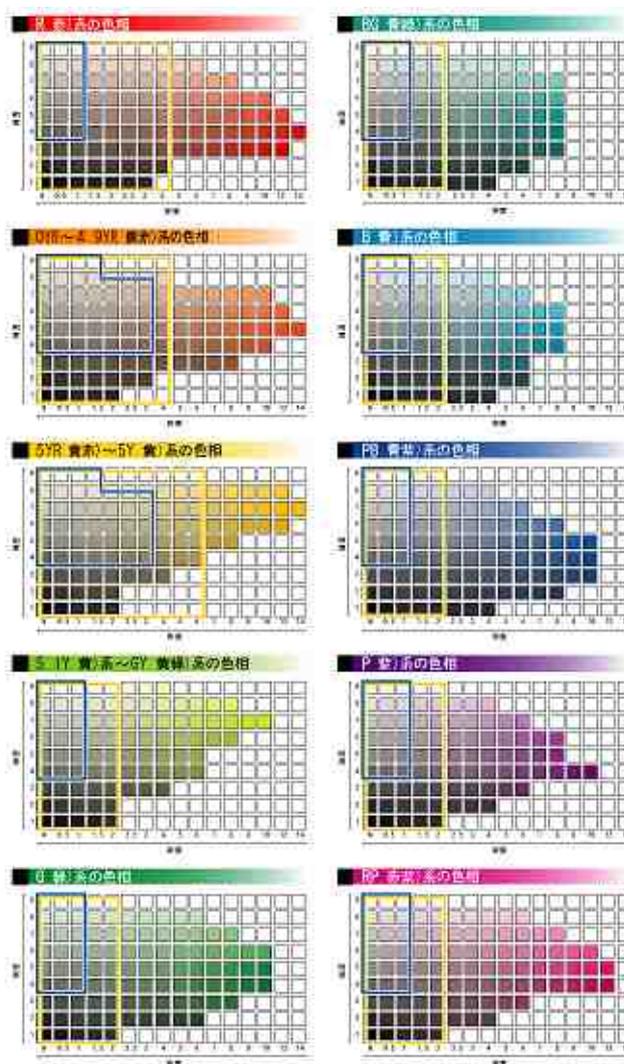
【6．歴史・文化景観拠点】における色彩基準（東京都による事前協議対象）

色彩景観形成の考え方		色相	明度	彩度
・外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度の半分程度を上限とします。 ・外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにします。	基本色	0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上 8.5 未満の場合	3 以下
		その他	8.5 以上の場合	1.5 以下
	強調色	0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上	3 以下
		その他		1 以下
	アクセント色	0 R ~ 4.9 Y R	4 以上	4 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y		6 以下
		その他		2 以下
	屋根色			



【1 - 1 . 隅田川・荒川軸】～【5 - 4 . 曳舟駅周辺】および【7 . 一般区域】における色彩基準（東京都による事前協議対象）

色彩景観形成の考え方	色相	明度	彩度
<ul style="list-style-type: none"> ・暖色系を主体としつつ、明度の低い暗い色彩や、彩度の高い鮮やかな色彩を避け、多くの建物が継承してきた品格ある景観をより洗練させながら継承していきます。 	基本色	0 Y R ~ 5.0 Y	4 以上 8.5 未満の場合 3 以下
		その他	8.5 以上の場合 1.5 以下
	その他	4 以上	1 以下
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とします。 	強調色	0 R ~ 4.9 Y R	4 以下
		5.0 Y R ~ 5.0 Y	6 以下
		その他	2 以下
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにします。 	アクセント色		
	屋根色		



3 - 4 屋外広告物の表示等に関わる景観形成方針

屋外広告物は、多くの人の目にとまり、広告すべき商品等の情報を瞬時に伝達するという設置目的があります。それだけに、街並み景観に与える影響が大きく、乱立すると街の品格を大きく下げることにもなりえます。そのため、地域の特性に配慮し、下町情緒あふれるすみだの景観を創出するため、屋外広告物を適切に誘導します。

(1) 屋外広告物の景観整備の考え方

屋外広告物は、建築物以上に街並み景観や眺望景観に大きな影響を与えます。それだけに、景観形成上、屋外広告物を街に氾濫する阻害要素と捉えることが多くなっていますが、墨田区の下町情緒を構成する一つの要素である看板建築や軒先のちょうちん、暖簾などは屋外広告物の一つの要素でありながら、これまでの街の個性に大きく寄与し、賑わいづくりに大いに役立ってきているものと考えます。

このような地域の個性を後押しする屋外広告物の要素は大いに活用しつつ、風情や落ち着きを損なうような要素については、地域の特性に配慮して、表示や掲出方法について規制を行っていきます。

また、新タワーが建設されることによって、新タワーのランドマーク性やシンボル性を高めるため、新タワーへの眺望に配慮した景観形成、新タワーからの眺望に配慮した景観形成が重要となります。そのため、特に建築物等の屋上・屋根や壁面の屋外広告物については、新タワーとの位置関係を十分に配慮して突出したものとならないよう、表示や掲出方法について工夫することが望まれます。

(2) 屋外広告物の表示等の制限(区内全域)

(景観法第8条第2項第5号)

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めます。

全ての屋外広告物は、掲出する地域の特性を踏まえ、良好な景観の形成に寄与するよう、規模、位置、色彩等のデザインに配慮します。

河川等の水辺、大規模公園などの周辺においては、地域の景観をつくる背景である自然的要素との調和に配慮します。

旧安田庭園や寺社仏閣など地域に残る歴史的・文化的な面影や下町情緒を残す街並みなどに配慮します。

大規模な建築物や工作物に掲出する際は、特に周辺への影響が大きいため、表示の位置や規模等について配慮します。

地域の個性を創出する要素として、屋外広告物を活用するよう、地域の特性にあった表示・掲出方法を地域で検討し、地域ルールによる景観形成を積極的に推進します。

(3) 屋外広告物の表示等の制限 (地域別)

(景観法第8条第2項第5号)

区では、良好な景観形成において屋外広告物の表示等が特に重要と考えられる地域について、東京都屋外広告物条例による一般的な制限に加え、その地域独自の制限を設け、規制を行います。

歴史・文化景観拠点 (旧安田庭園、向島百花園)

旧安田庭園及び向島百花園は、本区を代表する文化財庭園であるとともに、納涼の夕べ (旧安田庭園) 月見の会 (向島百花園) 虫ききの会 (向島百花園) など文化的な祭事が催され、多くの区民や来訪客に親しまれています。また、これらの庭園は、文化遺産として後世に引き継いでいくため、庭園内の施設については、適正な維持管理が行われています。

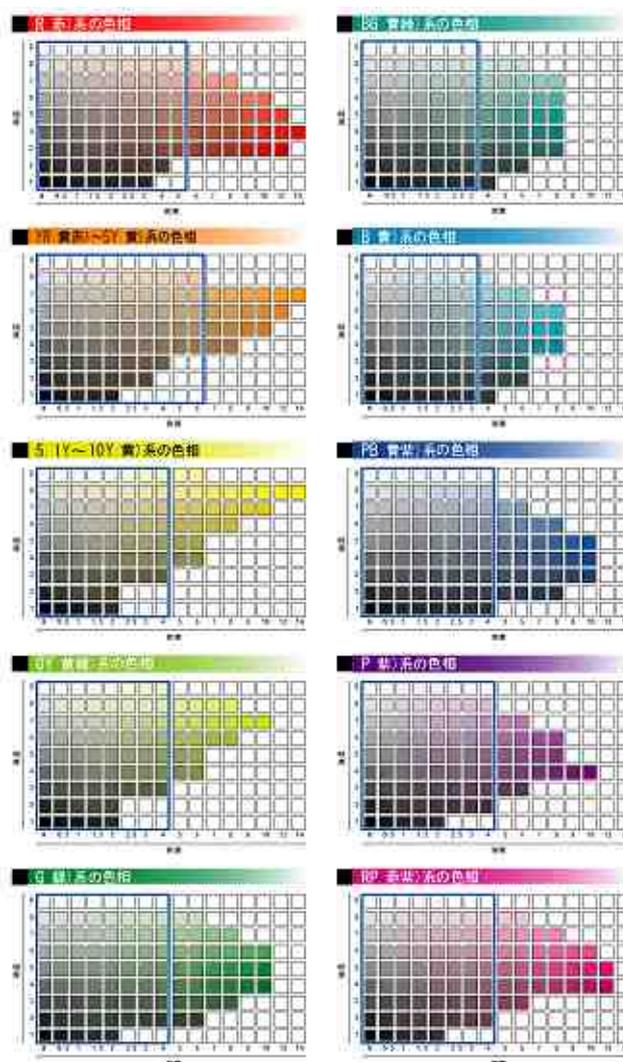
しかし、庭園内からの眺望においては、近年の建築物等の高層化により、建築物等の壁面や屋外広告物などが樹木の高さを超えて出現し、眺望景観の阻害要素となっています。このため、これらの庭園周辺の建築行為等について歴史や文化資源、緑を活かした良好な景観形成を進めるとともに、屋外広告物についても、庭園内からの眺望に十分配慮するよう表示・掲出に関する基準を設定し、適切に誘導します。

歴史・文化景観拠点 (旧安田庭園、向島百花園) における屋外広告物の制限

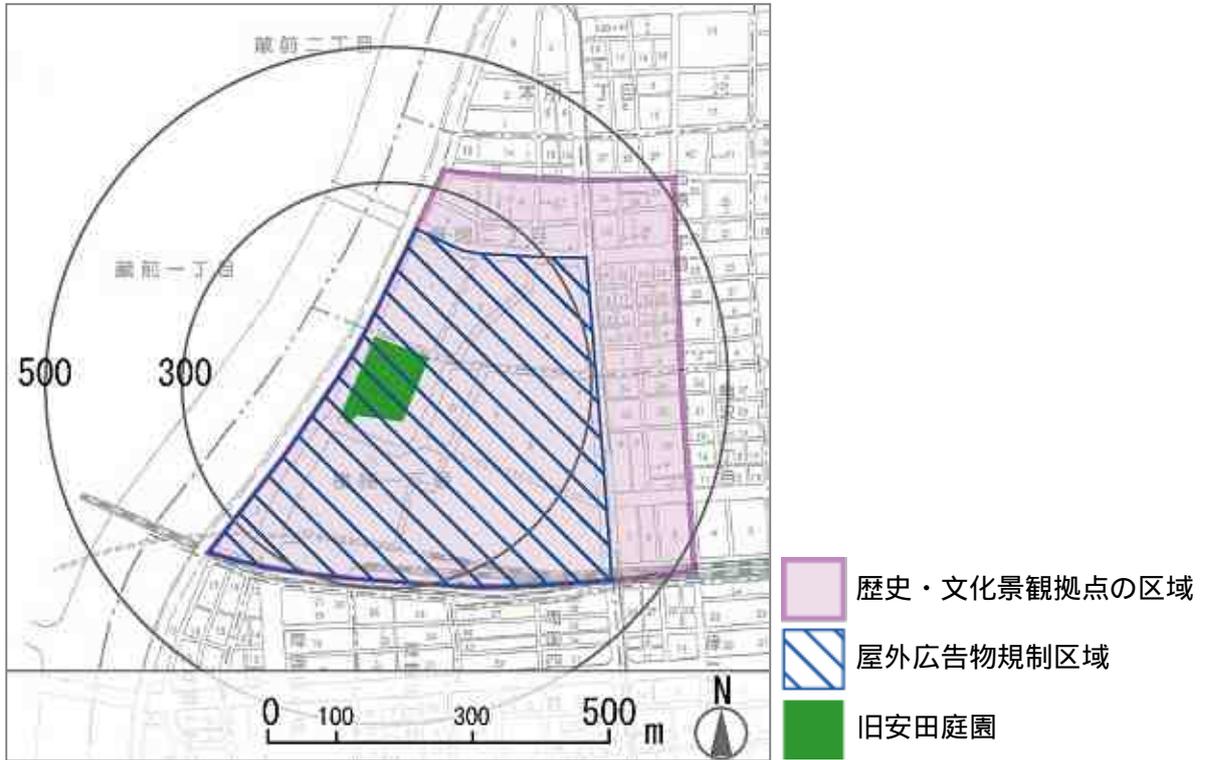
規制範囲	
歴史・文化景観拠点 (旧安田庭園、向島百花園) の屋外広告物規制区域内における地盤面からの高さ 15m 以上の部分 (高木の高さを超える範囲)	
表示等に関する独自の基準	
表示内容	自家用 (自社名、ビル名、店名、商標など)、公共公益目的、非営利目的のものに限る。
屋上設置の広告物	地盤面からの高さ 15m 以上の部分 (高木の高さを超える範囲) では、広告物を表示、又は設置しない。
壁面設置等の広告物	広告物にネオン、フラッシュライトなどの光源を使用した広告物は掲出しない。 庭園の歴史的に蓄積されてきた景観の背景であることに十分に配慮した広告物の表示内容、レイアウト及びデザインとする。
広告物の色彩	屋外広告物の色彩は、庭園の眺めの背景に調和させるため、低彩度を基本とし、1つの広告物として掲出する表示面積の 1/3 を超えて使用できる彩度は次頁に示す範囲とする (p82 参照)。
制限の例外	建物の背後など庭園内から見えない屋外広告物 (自家用 (自社名、ビル名、店名、商標など)、公共公益目的、非営利目的のもの) については、上記の制限に関わらず、表示できる。

歴史・文化景観拠点（旧安田庭園、向島百花園）における屋外広告物の色彩の範囲

色彩景観形成の考え方	色相	明度	彩度
<ul style="list-style-type: none"> 文化財庭園など貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園などの周辺では良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全します。 屋外広告物の色彩が、庭園の緑のみずみずしさや季節感を阻害しないよう配慮します。 高彩度の屋外広告物は、反転表現にして穏やかな色彩を地色にしたり、文字のみの表現として彩度を下げるなどの工夫により、庭園への表情が優しいものにします。 	0.1R ~ 10R		5 以下
	0.1YR ~ 5Y		6 以下
	5.1Y ~ 10G		4 以下
	0.1BG ~ 10B		3 以下
	0.1PB ~ 10RP		4 以下

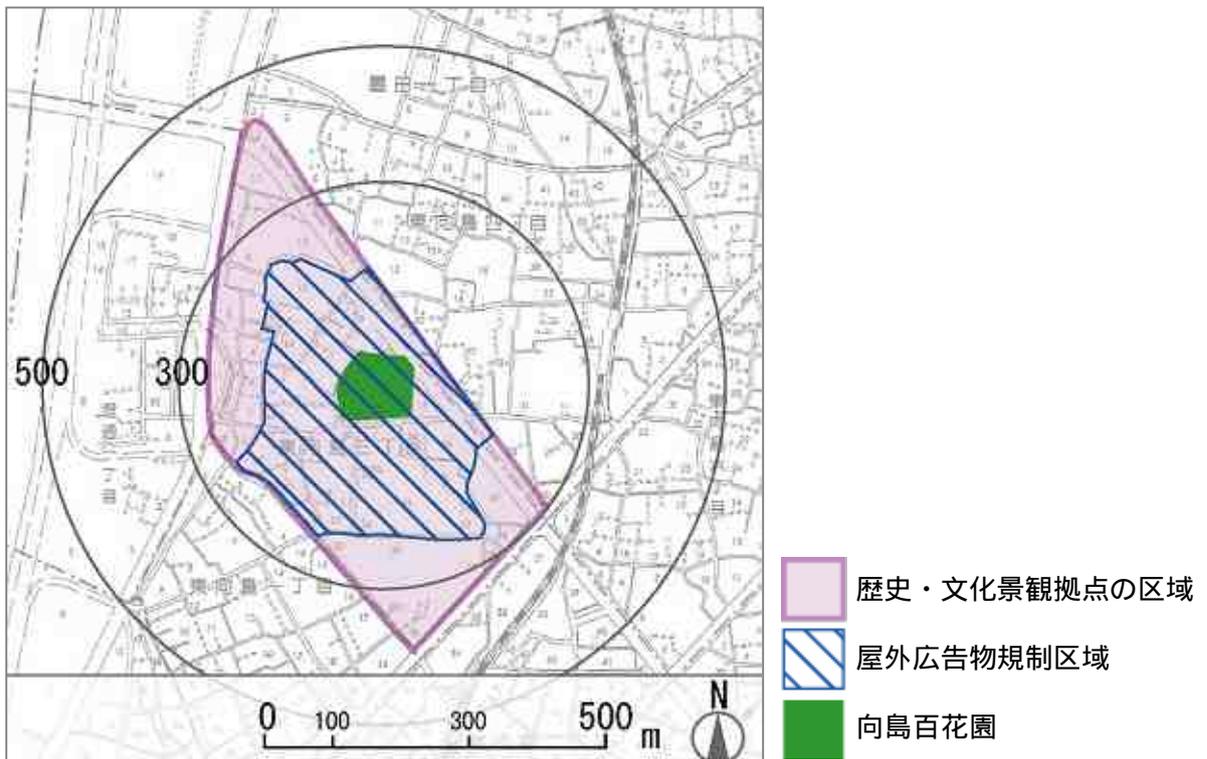


歴史・文化景観拠点（旧安田庭園）における区域



本図は、おおむねの区域を示したものです。

歴史・文化景観拠点（向島百花園）における区域



本図は、おおむねの区域を示したものです。